

【資料 5】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 5 月 20 日

【議題 5】

鹿児島海区漁場計画の変更について（諮問）

水 振 第 6 1 号
令和 7 年 5 月 20 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島海区漁場計画の変更について(諮問)

このことについて、別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項で準用する第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

鹿児島海区漁場計画の変更について

1 目的

海洋環境の変化への対応や漁場利用の高度化を促進するため、鹿児島海区漁場計画を変更し、漁業権の変更又は新たな漁業権を免許するもの。

2 漁場計画変更の概要

(1) 魚類養殖

- ①鹿特区魚第 5 号～7 号（東町漁協）_既存漁業権の変更
赤潮避難漁場の変更（周年化）
- ②鹿特区魚第 105 号・第 106 号_新漁場
係留施設の更新に伴う漁場再編

(2) 藻類養殖

- ①鹿特区み第 1 号_新漁場
みりん類養殖の新規免許

3 パブリックコメント、公益協議の結果

変更案について、令和 7 年 2 月 26 日から 3 月 25 日にかけてパブリックコメントを実施したところ意見はなかった。

また、関係海上保安部及び市町村へ船舶航行上の支障や地域調整等に係る公益協議を行ったところ特段の支障はない旨回答を得た。

4 今後のスケジュール

- 5 月中旬 海区漁場計画変更に係る海区委への諮問（公聴会含む）
- 5 月下旬 海区漁場計画（変更）の公示・各申請受付開始（1 ヶ月）
- 7 月～8 月 漁業権免許の海区委への諮問
- 10 月 漁業権の変更又は新たな免許・行使規則認可

1 鹿児島海区
 (2) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

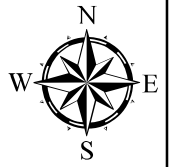
漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条 件		関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別					いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
鹿 特 区 魚 第 5 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	47 台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 6 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島鵜瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	49 台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 7 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日 4月1日 から12月31日	出水郡長島町獅子島片側南長瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	33 台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
	団体漁業権							

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿 特 区 魚 第105号 (新設)	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 30″ 点イ N 31° 13′ 00″ E 130° 44′ 10″ 点ウ N 31° 12′ 55″ E 130° 44′ 09″ 点エ N 31° 12′ 53″ E 130° 44′ 29″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特魚 第95 号と合 わせて 20台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第106号 (新設)	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 56″ E 130° 44′ 58″ 点イ N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 38″ 点ウ N 31° 12′ 41″ E 130° 44′ 36″ 点エ N 31° 12′ 39″ E 130° 44′ 56″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 6号及 び鹿特 区魚第 97号 と合わ せて1 08台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							

サ みりん養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別						
鹿 特 区 み 第 1 号 (新設)	第 1 種 区画漁業	み り ん 養 殖 業	11 月 1 日 から翌年 6 月 31 日	出水郡長 島町獅子 島立石地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを 順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 16" E 130° 14' 57" 点イ N 32° 16' 18" E 130° 15' 03" 点ウ N 32° 16' 18" E 130° 15' 10" 点エ N 32° 16' 15" E 130° 15' 09" 点オ N 32° 16' 16" E 130° 15' 05" 点カ N 32° 16' 14" E 130° 14' 60"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上 1.5m 以上の高 さに設置 しなけれ ばならな い	出水郡 長島町 の旧東 町の地 区
	団体漁業権						

鹿児島海区

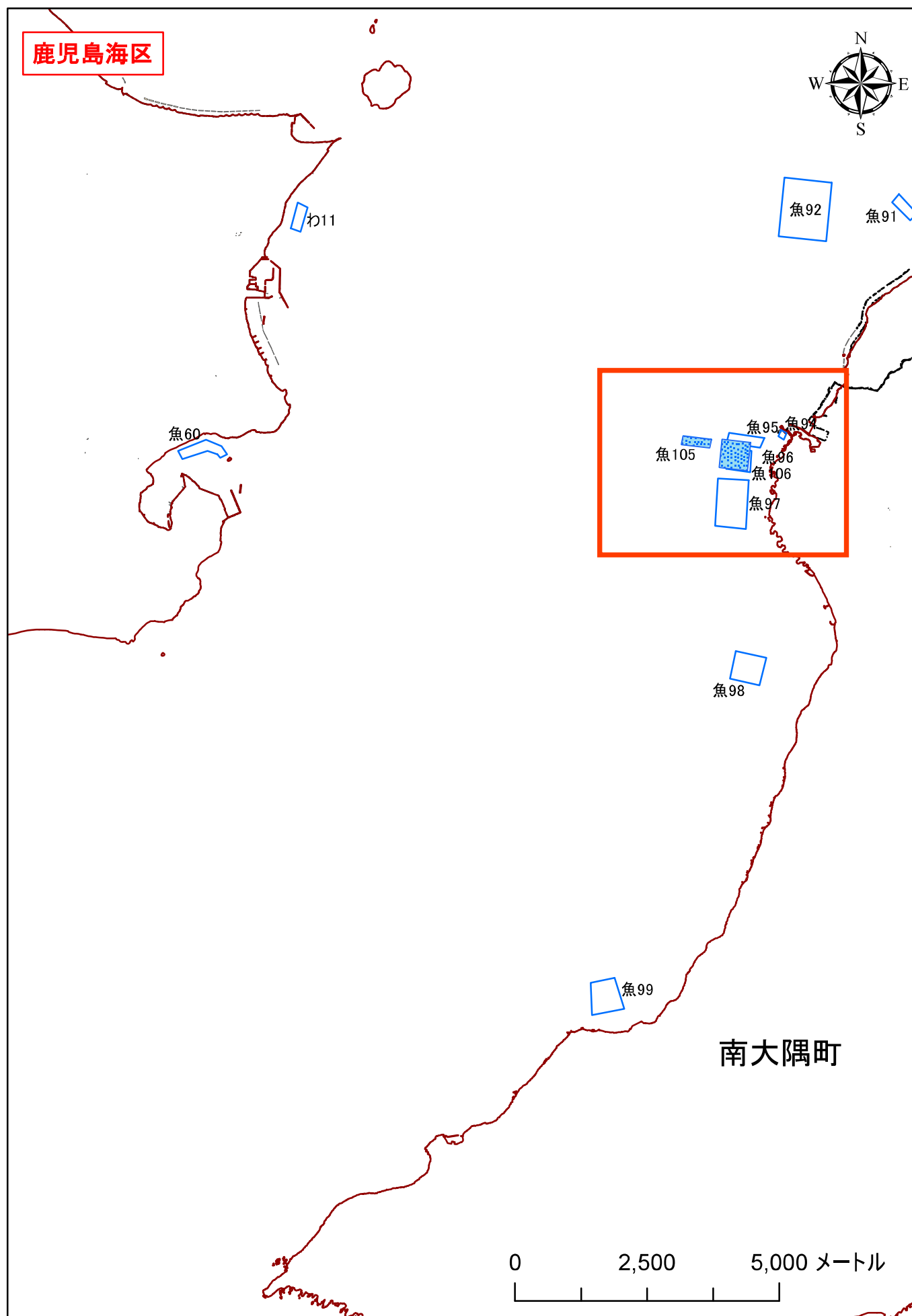


0

2,500

5,000 メートル

※ 変更箇所は色付部



※ 変更箇所は色付部

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号） （抜粋）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。

第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の要件等）

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され

ていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調

整委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

現行の漁業権の情報（鹿児島県庁ＨＰ）

ホーム > 産業・労働 > 林業・水産業 > 水産業 > 漁業調整について > 漁業権について
<https://www.pref.kagoshima.jp/af05/suisan/gyochou/gyogyoken.html>